奨学金制度のご案内

社会医療法人　仁厚会

■　法人理念：主役はいつも患者さん

「仁」それは親愛をもって、接するこころ。

FIT FOR HEART

生涯を通してあなたと寄り添うこと。

■ 奨学金制度

仁厚会の経営する病院、施設の医師、医療従事者を養成するために、「仁厚会奨学金貸付規程」を定め学校及び養成機関において学習される方に対して修学上必要な資金を貸与します。医師、看護師、介護福祉士を目指して進学される方、修学のためにぜひご利用ください。

■ 概　　要

１）該当教育・養成機関、奨学金の額

区分	月額
看護職員養成施設 （保健師、助産師、看護師養成所） 准看護師養成施設	５０,０００円（看護職員養成施設） ２５,０００円（准看護師養成施設） ＊県の奨学金との併給が可能です。卒業後当法人施設に就職されますと、県の奨学金も返還免除となります。(県の奨学金は５年間の就労にて免除)
医師養成施設	国公立の場合 月額１５０,０００円 私立　の場合 月額２００,０００円 ＊大都市の養成施設の場合、月額 50,000 円増額
介護福祉士養成施設	５０,０００円

❖この他、入職後、無資格でも働きながらステップアップできる奨学金制度あり。
詳細はお尋ねください。（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の通信制）

２）貸付期間

新規入学者　：　入学の月から正規の修業年限の終了する月まで。
在　学　者　：　貸与決定の月から正規の修業年限の終了する月まで。

３）奨学金の返還

（１） 資格を取得し、当法人に就労した方。
⇒返還は免除いたします。（貸付年数と同等の就労が条件）

（２） 前項以外の方
⇒貸付期間終了後、奨学金の貸付を受けた期間と同じ期間内に、月額均等払いの方法により返還していただきます。

■ 仁厚会の奨学金のポイント

① 無利子での貸与です。
② 審査にあたり、保護者の所得による制限はありません。
③ 卒業後、貸与年数と同等の年数当法人で就労すれば返還免除となります。
④ 卒業後他医療機関で臨床研修希望される場合、当法人への就労の猶予も可能です。（要相談）

■ 申込手続きについて

以下の流れで決定、支給させて頂きます。いずれかの時期に一度面談をさせていただきます。

窓　口　相　談

法人の窓口にご相談ください。

↓

借入申込書の提出

以下書類をご提出お願いします。
- □　奨学金貸付申請書（様式１）
- □　履歴書
- □　ご本人の戸籍抄本（必要に応じて）
- □　連帯保証人の住民票
- □　健康診断書
- □　在籍証明書または合格通知

↓

内　容　審　査

ご提出書類にそって審査させて頂きます。

↓

貸　付　決　定

担当よりご連絡させて頂きます。
以下書類ご提出お願いします。
□誓約書（様式２）
□奨学金借用証書（様式３）
　収入印紙も貼付お願いします。
（5,000 千円超 10,000 千円以下　10,000 円
　1,000 千円超　5,000 千円以下　2,000 円
　　500 千円超　1,000 千円以下　1,000 円
　　100 千円超　　500 千円以下　　400 円）

↓

貸　付　開　始

ご指定の口座にお振り込みいたします。

各　種　変　更

氏名・住所、電話番号等の変更があれば変更届けをご提出ください。
□　奨学金借用証書記載事項変更届（様式６）

↓

４月成績証明書提出

ご就学の確認のため毎年ご送付ください。

卒業時卒業証明書提出

ご卒業時は、卒業証明書をご送付ください。

■ 奨学金制度の主なＱ＆Ａ

Ｑ１　免許取得後、直にそちらに就職しなければ返還することになりますか？

Ａ１　更に専門的な技術を身につけられたいなど、ご事情があればお聞かせください。最終的に当方での就労のご意向がおありの場合は 10 年程度を限度として返還を猶予することができます。
ご相談のうえ、「奨学金返還猶予申請書（様式５）」をご提出いただく流れになります。

Ｑ２　提出書類の記載事項に変更があった場合は連絡すればよろしいですか？

Ａ２　以下に変更がある場合、「奨学金借用証書記載事項変更届（様式６）」をご提出ください。
・奨学生の住所、氏名、電話番号
・連帯保証人の住所、氏名、電話番号
・借入金額
・振込口座
上記以外についてはご相談ください。

Ｑ３　そちらへの就職ができなくなりました。直ちに奨学金を返還しなければなりませんか？

Ａ３　基本的には一括返還をお願いしています。困難な場合にはご相談させていただきます。

Ｑ４　一旦決定した奨学金は、必ず規定の年月受給できますか？

Ａ４　次の場合には奨学金を打ち切る場合がありますのでご了承ください。
・退学した場合、または除籍になったとき
・学業成績または素行が著しく不良となったとき
・辞退の場合
・死亡した場合
・貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められた時

まずはお気軽に病院見学にお越しください！

＊奨学金に関する問い合わせ先＊
社会医療法人仁厚会　人事課（担当：柿本（かきもと）、涌嶋（わくしま））
鳥取県倉吉市山根 43 番地
TEL：（０８５８）２６－１０１２(代)
E-Mail：j_jinji@med-wel.jp